

定 款

一般社団法人 神奈川県老人保健施設協会

一般社団法人 神奈川県老人保健施設協会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 神奈川県老人保健施設協会 と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本団体は、事務所を 神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、神奈川県内の施設の相互の連絡・調整と親睦をはかることにより施設の健全なる発展を図るとともに、質の高い医療・介護の提供のための臨床研究、介護技術研究及び教育研修の研鑽につとめ地域社会における包括的な福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の運営管理全般に関する調査研究
- (2) 介護老人保健施設の関係者に対する研修事業の実施
- (3) 介護老人保健施設の相互の親睦に関する事業
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡協議
- (5) その他本法人の目的達成に必要な事業

第3章 社員及び会員

(会 員)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 神奈川県内に所在する老人保健施設を有する法人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は所定の申込書により会長に提出し、理事の過半数の承認を得なければならない。

- 2 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 会員は法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費は、別に定める規則による方法により納入する。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 施設が解散したとき。

(退 会)

第9条 会員は、いつでも退会届を提出して退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議に基づき、除名することができる。その場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れるこ

とができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名及び名称並びに住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(会議の種類及び開催)

第13条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時社員総会と臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 各正会員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 定款の変更
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 役員報酬の額又はその規定
- (6) 計算書類等の承認
- (7) 長期借入金並びに重要財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(会議の招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、書面投票を認める場合を除き、すべての正社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる

2 社員総会の招集は10日以前にその会議に付すべき事項・場所を記載して通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議をもって定める順序により他の理事がこれに代わる。

(定足数)

第18条 社員総会は、正社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(決議)

第19条 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面決議等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

(役員配置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上40名以内
- (2) 監事 2名
- (3) 理事のうち、1名を会長とし、3名を副会長とする。
- (4) 前号の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法上の代表理事とする。

(役員選任)

第23条 理事及び監事は社員総会において、各々選任する。

2 役員は、会員及び関係団体の代表のうち、役員会または正会員30名以上

の推薦を得た者の中から、総会において選任する。但し、役員は社団法人全国老人保健施設協会の正会員であることを基本とする。

3 会長及び副会長は理事の互選による。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第24条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

4 役員は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を行わなければならない。

（役員解任）

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

る。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会長・顧問及び参与)

第30条 この法人に名誉会長並びに若干名の顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、顕著な功績があつた者を社員総会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 参与は、この法人の事業に精通している者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

5 顧問及び参与は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選任及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第41条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。

- 2 財産のうち現金（日常出納に必要なものを除く）は、確実なる銀行又は信託銀行に預け入れ若しくは信託し、あるいは国公債、確実なる有価証券に換え保管するものとする。

(経費の弁済)

第42条 この法人の経費は財産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号に書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に

従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 この法人が、解散等により清算をする場合においては有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は事務局の掲示板に掲載するものとする。

第8章 部 会

(部 会)

第50条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決により、次の部会を設けることができる。

- 1 部会は、それぞれ事務部会、リハビリテーション部会、介護部会、看護部会、支援相談員部会、栄養部会、広報部会及び理事長部会とする。
- 2 部会は、理事会より選任された担当理事を正副各1名置き、法人の目的とする事項について調査、研究し、又は事業を遂行する。
- 3 部会と担当理事は部会の活動運営に対し密接な連携をとり、法人の目的達成の為寄与すること。
- 4 部会は年間活動報告及び計画を作成し事前に担当理事承認後、理事会、総会の承認を得ること。
- 5 部会は、広域的な連携を図る観点から部会内に地域ブロック区域を設定する。

6 部会の地域ブロック区域及び役員数は下記の通りとする

	ブロック名	役員数	施設数	市区町村名
1	川崎	1	17	川崎市
2	横浜北部	2	27	青葉区、都筑区、緑区、港北区、鶴見区 神奈川区
3	横浜西部	2	34	西区、旭区、保土ヶ谷区、瀬谷区、泉区、 戸塚区
4	横浜南部	1	16	中区、南区、磯子区、港南区、栄区、金沢区
5	相模原	1	12	相模原市
6	横須賀・三浦	1	19	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
7	湘南東	1	12	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
8	湘南西	1	12	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
9	県央	1	16	厚木市、大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、清川村
10	県西	1	10	小田原市、南足柄市、中井町、大井町 松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町 湯河原町

- 7 ブロック役員は20施設以内は1名とし、それ以上は20施設ごとに1名追加することが出来る。
- 8 部会はブロック役員の中から部会長を1名選任し、理事会の議決により承認する。部会長及び副部会長、書記、会計、会計監査員を選出した地域においては、別にブロック役員を選出することとするが、兼任も差し支えないものとする。
- 9 部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、再々任はしない。
- 10 部会には部会長のほか副部会長、書記、会計、会計監査員を置き、部会で選任する。
- 11 部会は部会の組織及び運営に関して部会会則を定め、担当理事承認の上、事務局に提出し理事会の承認を得る。又、変更が生じる場合も同様の手続きとする。
- 12 その他事情により、各部会の地域ブロック区域や役員数に相違等が生じた場合は、事前に担当理事承認の上、理事会にて承認を得る。

第9章 事務局

(事務局)

第51条 この法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める期間（部会含む）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 その他

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第54条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第2条 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	葉 梨 之 紀
設立時理事	山 本 登
設立時理事	中 佳 一
設立時理事	赤 枝 雄 一

(改 定)

第3条 この定款は平成28年5月18日より一部改定する。